



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

| 種類 | 件名 | 所管部署 | ページ |
|-----|---|---------------------|-----|
| 規則 | 神戸市庁舎利用規則の一部を改正する規則 | 行財政局庁舎課 | 1 |
| 告示 | 神戸市公印規則により電子印を使用することができる文書の名称、電子計算機に記録する公印の名称等 | 行財政局総務課 | 3 |
| 告示 | 介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定 | 福祉局監査指導部 | 4 |
| 告示 | 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定 | 福祉局監査指導部 | 7 |
| 告示 | 介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止 | 福祉局監査指導部 | 9 |
| 告示 | 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指定 | 福祉局監査指導部 | 11 |
| 告示 | 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止 | 福祉局監査指導部 | 12 |
| 告示 | 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の廃止 | 福祉局監査指導部 | 13 |
| 告示 | 生活保護法等による医療機関の指定 | 福祉局くらし支援課 | 14 |
| 告示 | 生活保護法等による施術者の指定 | 福祉局くらし支援課 | 15 |
| 告示 | 生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更 | 福祉局くらし支援課 | 16 |
| 告示 | 道路法による道路の区域決定・供用開始(市道友が丘108号線) | 建設局道路管理課 | 17 |
| 告示 | 道路法による道路の区域変更・供用開始(市道岩岡第121号線) | 建設局道路管理課 | 18 |
| 告示 | 道路法による道路の区域決定・供用開始(市道須磨里253号線) | 建設局道路管理課 | 19 |
| 告示 | 神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例第22条の規定による建築物等の緑化に関する基準(平成24年6月神戸市告示第271号)の一部改正 | 建築住宅局建築指導部 建築安全課 | 20 |
| 告示 | 港湾施設の供用廃止(ふ頭用地) | 港湾局経営課 | 24 |
| 告示 | 指定公金事務取扱者の委託 | 文化スポーツ局博物館学芸課 | 25 |
| 公告 | 神戸市環境影響評価等に関する条例による事後調査報告書の概要書の写しの縦覧(神戸国際港都建設計画道路 1.3.6号大阪湾岸線西伸線及び(仮称)神戸市北区東岡場地区プロジェクト) | 環境局環境保全課 | 26 |
| 公告 | 換地処分があった旨の公告(神戸市名谷町社谷土地地区画整理事業) | 都市局地域整備推進課 | 27 |
| 公告 | 開発行為に関する工事の完了(中央区下山手通8丁目) | 都市局都市計画課 | 28 |
| 公告 | 農用地利用集積計画の決定 | 農業委員会事務局 | 29 |
| 交通局 | 路線の種別、料金区間、運転系統及び近郊区路線等の乗車料について(昭和40年1月神交告示第34号)の一部改正 | 交通局経営企画課 | 35 |
| 交通局 | 本市乗合自動車及び他乗合自動車と本市高速鉄道及び他鉄道との連絡系統又は経路及び連絡駅についての一部を改正する告示 | 交通局営業推進課 | 45 |
| 交通局 | 神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程等の一部を改正する規程 | 交通局経営企画課 | 48 |

令和6年10月1日 神戸市公報第3879号

| 種類 | 件名 | 所管部署 | ページ |
|---------|-----------------------------|------------|-----|
| 交通局 | 神戸市交通局乗合自動車職員服務規程の一部を改正する規程 | 交通局経営企画課 | 63 |
| 選挙管理委員会 | 神戸市区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程 | 選挙管理委員会事務局 | 65 |
| 訂正 | 令和6年9月10日付神戸市公報第3876号中 | 環境局環境保全課 | 69 |

神戸市庁舎利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月19日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第7号

神戸市庁舎利用規則の一部を改正する規則

神戸市庁舎利用規則(平成元年8月規則第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|-------------|-----|------|------|-------------|-----|------|------|
| 別表第2(第6条関係) | | | | 別表第2(第6条関係) | | | |
| | 門扉 | 開門時刻 | 閉門時刻 | | 門扉 | 開門時刻 | 閉門時刻 |
| [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] | [略] |
| 4号館(危機管理) | [略] | [略] | [略] | 4号館(危機管理) | [略] | [略] | [略] |

| | | | | | | | |
|---|---|-------------|--|--|--|--|--|
| セ ン タ ー) | | | | セ ン タ ー) | | | |
| 連 絡 棟 入 口 及 び 地 下 出 入 口 | 東 出 西 出 入 口 及 び 地 下 出 入 口 | 午前 8 時 15 分 | 午後 9 時 15 分 (日曜日及び 祝日について は、午後 5 時 15 分) | | | | |
| 備考 <u>1号館東玄関、4号館（危機管理センター）玄関並びに連絡棟東出入口、西出入口及び地下出入口は、閉庁日においても開門するものとする。ただし、12月29日から翌年の1月3日までの日については、この限りでない。</u> | | | | 備考 <u>閉庁日については、1号館東玄関及び4号館（危機管理センター）玄関を除き、開門しない。</u> | | | |

附 則

この規則は、令和6年9月19日から施行する。

神戸市告示第328号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第9条第1項の規定により電子印を使用することができる文書の名称、電子計算機に記録する公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年10月1日

神戸市長 久元喜造

| 文書名 | 電子計算機に記録する公印 | | | 印影等の寸法 (ミリメートル) |
|---------------|--------------|----|----|--------------------|
| | 名称 | 様式 | 書体 | |
| 特別児童扶養手当受給証明書 | 市長の印 | 2 | 隸書 | 方15 |

神戸市告示第329号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文及び第58条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条及び第115条の30の規定により告示する。

令和6年10月1日

神戸市長 久元喜造

| 介護保険事業所番号 | 事業所-名称 | 事業所-所在地 | 申請者-法人名 | 申請者-所在地 | 指定年月日 | サービス種類 |
|------------|------------------|------------------------------|-----------------|-------------------------------|----------|----------|
| 2860890579 | ルアナ訪問看護ステーション | 兵庫県神戸市垂水区福田3丁目4-26 福田ハウス 206 | Towa株式会社 | 兵庫県神戸市垂水区福田3丁目4-26 福田ハウス 206号 | 令和6年9月1日 | 介護予防訪問看護 |
| 2860890579 | ルアナ訪問看護ステーション | 兵庫県神戸市垂水区福田3丁目4-26 福田ハウス 206 | Towa株式会社 | 兵庫県神戸市垂水区福田3丁目4-26 福田ハウス 206号 | 令和6年9月1日 | 訪問看護 |
| 2860890587 | 訪問看護ステーションもえぎ | 兵庫県神戸市垂水区宮本町1-28 ジョイビル 4階 | 医療法人社団大山歯科クリニック | 兵庫県神戸市垂水区桃山台六丁目1499番地の2 | 令和6年9月1日 | 訪問看護 |
| 2865090662 | 訪問看護ステーションよつは神戸北 | 兵庫県神戸市北区緑町7丁目4-1 | 株式会社元 | 兵庫県明石市魚住町住吉一丁目7番10号 | 令和6年9月1日 | 介護予防訪問看護 |
| 2865090662 | 訪問看護ステーションよつは神戸北 | 兵庫県神戸市北区緑町7丁目4-1 | 株式会社元 | 兵庫県明石市魚住町住吉一丁目7番10号 | 令和6年9月1日 | 訪問看護 |

令和6年10月1日 神戸市公報第3879号

| | | | | | | |
|------------|-----------------|-----------------------------------|-----------------------|-------------------------|----------|----------|
| 2865290684 | 訪問看護ステーションもも | 兵庫県神戸市西区王塚台7丁目103番地 | 株式会社桃吉 | 兵庫県神戸市西区王塚台七丁目99番地 | 令和6年9月1日 | 介護予防訪問看護 |
| 2865290684 | 訪問看護ステーションもも | 兵庫県神戸市西区王塚台7丁目103番地 | 株式会社桃吉 | 兵庫県神戸市西区王塚台七丁目99番地 | 令和6年9月1日 | 訪問看護 |
| 2870504152 | よもぎケアライフ訪問介護事業所 | 兵庫県神戸市兵庫区大開通1丁目1-16 シンプルライフ新開地202 | 合同会社敬合 | 兵庫県神戸市中央区国香通三丁目1番2-603号 | 令和6年9月1日 | 訪問介護 |
| 2870504160 | 訪問介護ステーションいと | 兵庫県神戸市兵庫区大開通10丁目1-14-202 | 株式会社こもれび | 兵庫県神戸市須磨区高倉台五丁目12番19号 | 令和6年9月1日 | 訪問介護 |
| 2870603897 | さくら福祉ケアセンター長田 | 兵庫県神戸市長田区北町1丁目34 エトワール北町201 | 株式会社さくら福祉カレッジ | 兵庫県神戸市中央区籠池通三丁目1番27号 | 令和6年9月1日 | 居宅介護支援 |
| 2870603905 | 紅葉のデイ新長田 | 兵庫県神戸市長田区神楽町3丁目3番9号 | 有限会社ユニバーサルライフ | 兵庫県神戸市長田区長田天神町二丁目3番27号 | 令和6年9月1日 | 通所介護 |
| 2870703218 | R-one プラン リハ・リハ | 兵庫県神戸市須磨区高倉台1丁目1番2 | 株式会社R EHA・L I B E R O | 兵庫県神戸市垂水区学が丘1丁目12-11 | 令和6年9月1日 | 介護予防支援 |

令和6年10月1日 神戸市公報第3879号

| | | | | | | |
|------------|------------------------------|---|---------------------|---|--------------|------------|
| 2870703655 | ウィンディ サービスセ ンター須磨 | 兵庫県神戸 市須磨区権 現町3丁目 6番4号 東須磨プラ ザ1F | 株式会社グ ランアール | 兵庫県明石 市大久保町 西脇457番 地の12 | 令和6年9 月1日 | 通所介護 |
| 2870804628 | エルフ ケ アプランセ ンター西神 戸 | 兵庫県神戸 市垂水区西 脇1丁目4 -9-1 | 社会福祉法 人正福会 | 大阪府大阪 市鶴見区中 茶屋1丁目 1番10号く つろぎ・つ るみ荘 | 令和6年9 月1日 | 介護予防支 援 |
| 2875104545 | 訪問介護 ニーズ | 兵庫県神戸 市中央区日 暮通6丁目 3番8号 | 有限会社林 土木 | 兵庫県神戸 市中央区日 暮通六丁目 3番8号 | 令和6年9 月1日 | 訪問介護 |
| 2875203149 | プライムプ ラン リ ハ・リハ | 兵庫県神戸 市西区前開 南町2丁目 13-14 | 株式会社セ ラピット | 兵庫県神戸 市西区前開 南町2丁目 13-5 | 令和6年9 月1日 | 介護予防支 援 |
| 2875205458 | 居宅介護支 援事業所さ くらさく | 兵庫県神戸 市西区月が 丘1丁目41 番12号 | 社会福祉法 人桜谷福祉 会 | 兵庫県赤穂 市新田1444 番地 | 令和6年9 月1日 | 居宅介護支 援 |

令和6年10月1日 神戸市公報第3879号

神戸市告示第330号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和6年10月1日

神戸市長 久元喜造

| 介護保険事業所番号 | 事業所-名称 | 事業所-所在地 | 申請者-法人名 | 申請者-所在地 | 指定年月日 | サービス種類 |
|------------|-------------------------|---|-----------------------|---|--------------|----------------|
| 2870504152 | よもぎケア ライフ訪問 介護事業所 | 兵庫県神戸 市兵庫区大 開通1丁目 1-16 シ ンプルライ フ新開地 202 | 合同会社敬 合 | 兵庫県神戸 市中央区国 香通三丁目 1番2-603 号 | 令和6年9 月1日 | 介護予防訪 問サービス |
| 2870504152 | よもぎケア ライフ訪問 介護事業所 | 兵庫県神戸 市兵庫区大 開通1丁目 1-16 シ ンプルライ フ新開地 202 | 合同会社敬 合 | 兵庫県神戸 市中央区国 香通三丁目 1番2-603 号 | 令和6年9 月1日 | 生活支援訪 問サービス |
| 2870504160 | 訪問介護ス テーション いと | 兵庫県神戸 市兵庫区大 開通10丁目 1-14-202 | 株式会社こ もれび | 兵庫県神戸 市須磨区高 倉台五丁目 12番19号 | 令和6年9 月1日 | 介護予防訪 問サービス |
| 2870603905 | 紅葉のデイ 新長田 | 兵庫県神戸 市長田区神 楽町3丁目 3番9号 | 有限会社ユ ニバーサル ライフ | 兵庫県神戸 市長田区长 田天神町二 丁目3番27 号 | 令和6年9 月1日 | 介護予防通 所サービス |

令和6年10月1日 神戸市公報第3879号

| | | | | | | |
|------------|-------------------------|--|----------------|--|--------------|----------------|
| 2870703655 | ウィンディ サービスセ ンター須磨 | 兵庫県神戸 市須磨区権 現町3丁目 6番4号 東須磨プラ ザ1F | 株式会社グ ランアール | 兵庫県明石 市大久保町 西脇457番 地の12 | 令和6年9 月1日 | 介護予防通 所サービス |
| 2875104545 | 訪問介護 ニーズ | 兵庫県神戸 市中央区日 暮通6丁目 3番8号 | 有限会社林 土木 | 兵庫県神戸 市中央区日 暮通六丁目 3番8号 | 令和6年9 月1日 | 介護予防訪 問サービス |
| 2875104545 | 訪問介護 ニーズ | 兵庫県神戸 市中央区日 暮通6丁目 3番8号 | 有限会社林 土木 | 兵庫県神戸 市中央区日 暮通六丁目 3番8号 | 令和6年9 月1日 | 生活支援訪 問サービス |
| 2890600436 | 健康促進デ イサービス AQUA | 兵庫県神戸 市長田区大 橋町二丁目 1番12号ク レール菊水 101号 | 合同会社フ ェリーチェ | 兵庫県神戸 市長田区大 橋町二丁目 1番12号ク レール菊水 101号 | 令和6年9 月1日 | 介護予防通 所サービス |
| 28A0700027 | レイシャ ス・レーベ ンすばる | 兵庫県神戸 市須磨区大 田町3丁目 2-7 | 株式会社朱 晴 | 兵庫県神戸 市須磨区竜 が台1丁目 1-2 -13-302 | 令和6年9 月1日 | 介護予防通 所サービス |
| 2871002024 | 訪問介護 BULL 芦屋 | 兵庫県芦屋 市東芦屋町 3-6-105 | P&Y株式会 社 | 兵庫県芦屋 市三条町 35-13 | 令和6年9 月1日 | 介護予防訪 問サービス |
| 2871002024 | 訪問介護 BULL 芦屋 | 兵庫県芦屋 市東芦屋町 3-6-105 | P&Y株式会 社 | 兵庫県芦屋 市三条町 35-13 | 令和6年9 月1日 | 生活支援訪 問サービス |

令和6年10月1日 神戸市公報第3879号

神戸市告示第331号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項及び第115条の25第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号及び第115条の30第2号の規定により告示する。

令和6年10月1日

神戸市長 久元喜造

| 介護保険事業所番号 | 事業所等の名称 | 事業所等の所在地 | 申請者の名称 | 申請者の主たる事務所の所在地 | 廃止年月日 | サービス種類 |
|------------|-------------------|------------------------------------|-----------------|----------------------|-----------|----------|
| 2860890496 | たるみな訪問看護ステーション | 兵庫県神戸市垂水区宮本町1-28 | 株式会社ニッコー・ケイサービス | 大阪府大阪市西区本田3丁目2番1号 | 令和6年8月31日 | 介護予防訪問看護 |
| 2860890496 | たるみな訪問看護ステーション | 兵庫県神戸市垂水区宮本町1-28 | 株式会社ニッコー・ケイサービス | 大阪府大阪市西区本田3丁目2番1号 | 令和6年8月31日 | 訪問看護 |
| 2865090563 | 北神戸ヤマシン訪問看護ステーション | 兵庫県神戸市北区鹿の子台南町1-11-10 LIVELY105 | 株式会社ヤマシン | 和歌山県和歌山市西浜1660番地の180 | 令和6年8月31日 | 介護予防訪問看護 |
| 2865090563 | 北神戸ヤマシン訪問看護ステーション | 兵庫県神戸市北区鹿の子台南町1-11-10 LIVELY105 | 株式会社ヤマシン | 和歌山県和歌山市西浜1660番地の180 | 令和6年8月31日 | 訪問看護 |
| 2870103351 | うきうき介護クラブ | 兵庫県神戸市東灘区本山南町8丁目6番26号E棟4階S3号室 | 株式会社まんぼう | 兵庫県神戸市東灘区魚崎南町3丁目2番3号 | 令和6年8月31日 | 訪問介護 |

令和6年10月1日 神戸市公報第3879号

| | | | | | | |
|------------|------------------------------|---|----------------|--|---------------|------------|
| 2870103377 | うきうきク ラブ居宅介 護支援事業 所 | 兵庫県神戸 市東灘区本 山南町8丁 目6番26号 E棟4階S 3号室 | 株式会社ま んぼう | 兵庫県神戸 市東灘区魚 崎南町3丁 目2番3号 | 令和6年8 月31日 | 居宅介護支 援 |
| 2870702483 | フェニッ クス 須磨セ ンター | 兵庫県神戸 市須磨区権 現町3-6- 4 東須磨 プラザ1F | 有限会社フ ェニックス | 兵庫県神戸 市垂水区桃 山台二丁目 1664番地の 45 | 令和6年8 月31日 | 通所介護 |

令和6年10月1日 神戸市公報第3879号

神戸市告示第332号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

令和6年10月1日

神戸市長 久元喜造

| 介護保険事業所番号 | 事業所-名称 | 事業所-所在地 | 申請者-法人名 | 申請者-所在地 | 指定年月日 | サービス種類 |
|------------|--------------------|--------------------------------|-----------------|--------------------------------|----------|------------------------|
| 2890600436 | 健康促進デイサービス AQUA | 兵庫県神戸市長田区大橋町二丁目1番12号クレール菊水101号 | 合同会社フエリーチェ | 兵庫県神戸市長田区大橋町二丁目1番12号クレール菊水101号 | 令和6年9月1日 | 地域密着型通所介護 |
| 2890800705 | せんじゅ | 兵庫県神戸市垂水区宮本町1-2 8ジョイビル4階・5階 | 医療法人社団大山歯科クリニック | 兵庫県神戸市垂水区桃山台6丁目1499番地2 | 令和6年9月1日 | 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） |

令和6年10月1日 神戸市公報第3879号

神戸市告示第333号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和6年10月1日

神戸市長 久 元 喜 造

| 介護保険事業所番号 | 事業所等の名称 | 事業所等の所在地 | 申請者の名称 | 申請者の主たる事務所の所在地 | 廃止年月日 | サービス種類 |
|------------|---------------|-------------------------------|------------|--------------------------|-----------|------------|
| 2870103351 | うきうき介護クラブ | 兵庫県神戸市東灘区本山南町8丁目6番26号E棟4階S3号室 | 株式会社まんぼう | 兵庫県神戸市東灘区魚崎南町3丁目2番3号 | 令和6年8月31日 | 介護予防訪問サービス |
| 2870702483 | フェニックス 須磨センター | 兵庫県神戸市須磨区権現町3-6-4 東須磨プラザ1F | 有限会社フェニックス | 兵庫県神戸市垂水区桃山台二丁目1664番地の45 | 令和6年8月31日 | 介護予防通所サービス |

神戸市告示第334号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和6年10月1日

神戸市長 久元喜造

| 介護保険事業所番号 | 事業所等の名称 | 事業所等の所在地 | 申請者の名称 | 申請者の主たる事務所の所在地 | 廃止年月日 | サービス種類 |
|------------|---------|-------------------|-----------------|-------------------|-----------|------------------------|
| 2890800085 | たるみな倶楽部 | 兵庫県神戸市垂水区宮本町1番28号 | 株式会社ニッコー・ケイサービス | 大阪府大阪市西区本田3丁目2番1号 | 令和6年8月31日 | 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） |

令和6年10月1日 神戸市公報第3879号

神戸市告示第335号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年10月1日

神戸市長 久元喜造

| 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|----------------|---------------------|-----------|
| なつめ訪問看護ステーション | 神戸市灘区永手町5丁目2番15号の1 | 令和6年8月20日 |
| 摩耶訪問看護ステーション | 神戸市灘区大内通6丁目1番2号 | 令和6年8月30日 |
| ゴダイ薬局 玉津新方店 | 神戸市西区玉津町新方332番地の8 | 令和6年9月24日 |
| 訪問看護ステーション a i | 神戸市垂水区名谷町字猿倉290番地10 | 令和6年8月1日 |

神戸市告示第336号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年10月1日

神戸市長 久元喜造

1. はりきゅう師

| 施術所の名称 | 施術者の氏名 | 施術所の所在地 | 指定年月日 |
|-------------------------|--------|-------------------|-----------|
| 田中 祐次（訪問鍼灸よつば治療院） | 田中 祐次 | 神戸市須磨区千歳町3丁目4番4号 | 令和6年8月28日 |
| 岩崎 憲孝（ハピネス治療院） | 岩崎 憲孝 | 神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号 | 令和6年9月6日 |
| 岩崎 憲孝（ハピネス訪問鍼灸マッサージ 灘院） | 岩崎 憲孝 | 神戸市灘区王子町1丁目1番3号 | 令和6年9月6日 |
| 吉村 勝彦（ハピネス訪問鍼灸マッサージ 灘院） | 吉村 勝彦 | 神戸市灘区王子町1丁目1番3号 | 令和6年9月1日 |
| 吉村 勝彦（ハピネス治療院） | 吉村 勝彦 | 神戸市垂水区西舞子2丁目1番46号 | 令和6年9月1日 |

令和6年10月1日 神戸市公報第3879号

神戸市告示第337号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年10月1日

神戸市長 久 元 喜 造

| 名称 | 所在地 | 変更年月日 |
|---|-----------------------|----------|
| (新)六甲しまたに歯科クリニック (旧)北川歯科 | 神戸市灘区篠原本町3丁目8番1 8号 | 令和6年8月1日 |
| (新)ユニスマイル薬局 須磨 コスモス店 (旧)エムハート薬局 コスモ ス店 | 神戸市須磨区神の谷2丁目9番5 号 | 令和6年9月1日 |
| (新)きそう薬局 垂水駅前店 (旧)なのはな薬局垂水店 | 神戸市垂水区宮本町3番30号 | 令和6年8月1日 |

神戸市告示第338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和6年10月2日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年10月15日まで一般の縦覧に供する。

令和6年10月1日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 延 長 (メートル) | 幅 員 (メートル) |
|-------|----------|--|---------------|---------------|
| 市道 | 友が丘108号線 | 神戸市須磨区友が丘9丁目27番5 地先から 神戸市須磨区友が丘9丁目27番4 地先まで | 84.40 | 6.00 |

神戸市告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年10月2日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年10月15日まで一般の縦覧に供する。

令和6年10月1日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧別 | 延 長 (メートル) | 幅 員 (メートル) |
|-------|----------|--|-----|---------------|--------------------|
| 市道 | 岩岡第121号線 | 神戸市西区岩岡町岩岡字前 場2368番2地先から 神戸市西区岩岡町岩岡字前 場2368番2地先まで | 新 | 20.11 | 最大 2.70 最小 2.20 |
| | | | 旧 | 20.11 | 最大 2.40 最小 1.80 |

神戸市告示第340号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年10月2日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年10月15日まで一般の縦覧に供する。

令和6年10月1日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 新旧別 | 延長 (メートル) | 幅員 (メートル) |
|-------|----------|-----------------------------|-----|--------------|---------------------|
| 市道 | 須磨里253号線 | 神戸市須磨区妙法寺字道 正川447番9地先から | 新 | 563.50 | 最大 26.60 最小 2.40 |
| | | 神戸市須磨区妙法寺字道 正川447番12地先まで | 旧 | 563.50 | 最大 26.60 最小 2.40 |

神戸市告示第341号

神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例（平成24年3月条例第45号）第22条の規定により、建築物等の緑化に関する基準（平成24年6月神戸市告示第271号）を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和6年10月1日

神戸市長 久元喜造

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>緑化基準</p> <p>第1 用語の定義</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 壁面緑化 建築物の水平延長 <u>3メートル</u>以上の壁面部分を長さ <u>1メートル</u>あたり3本以上のツル性植物で緑化するもの、又は壁面に植栽基盤を設置し、地被植物などで緑化するもの（以下、「<u>基盤造成型</u>」という。）をいう。</p> <p>5 生垣 植栽時の地盤面からの樹木の高さが <u>1メートル</u>以上で、概ね均一な樹木を長さ <u>1メートル</u>あたり3本以上列植し支柱等を設けているものをいう。</p> <p>6 フェンス緑化 長さ <u>3メートル</u>以上のフェンス等を長さ <u>1メートル</u>あたり3本以上のツル性植物で緑化するものをいう。</p> <p>7 [略]</p> <p><u>8</u> 空地面積 敷地面積から当該敷地面積に基準建蔽率（建築基準法第53条の規定により定められる建蔽率をいう。）を乗じて得た面積を控除した面積をいう。</p> <p><u>9</u> [略]</p> | <p>緑化基準</p> <p>第1 用語の定義</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 壁面緑化 建築物の水平延長 <u>3m</u>以上の壁面部分を長さ <u>1m</u>あたり3本以上のツル性植物で緑化するものをいう。</p> <p>5 生垣 植栽時の地盤面からの樹木の高さが <u>1m</u>以上で、概ね均一な樹木を長さ <u>1m</u>あたり3本以上列植し支柱等を設けているものをいう。</p> <p>6 フェンス緑化 長さ <u>3m</u>以上のフェンス等を長さ <u>1m</u>あたり3本以上のツル性植物で緑化するものをいう。</p> <p>7 [略]</p> <p><u>9</u> 空地面積 敷地面積から当該敷地面積に基準建<u>ぺい</u>率（建築基準法第53条の規定により定められる建<u>ぺい</u>率をいう。）を乗じて得た面積を控除した面積をいう。</p> <p><u>10</u> [略]</p> |

| | |
|---|---|
| <p>第2 建築物の緑化基準</p> <p>備考</p> <p>1 <u>緑地の面積として算入できる壁面緑化は、以下のものに限る。ただし、計画地と同様の環境で緑化実績があり、面的緑化が確実に見込めると認められるもの（補助資材が樹種に応じて適正な編み目の大きさと形状を有するもので、材質は耐久性のある金属素材に限る。）はこの限りでない。</u></p> <p>(1) <u>基盤造成型によるもの</u></p> <p>(2) <u>金網とヤシ繊維マットの併用した補助資材を用いる登はん型ツル植物によるもの</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>道路等公共空間（以下、「道路等」という。）に面する壁面への壁面緑化の面積は基盤造成型に限り、2において算定した壁面緑化の面積に、道路等の境界線から壁面まで距離に応じた以下の係数を乗じて得た値を緑地の面積に算入できるものとする。なお、「面する」とは道路等から容易に目視でき、構造物等に遮られていないことをいい、以下同じとする。</u></p> <p>(1) <u>6メートル以内の範囲に位置する場合 1.5</u></p> <p>(2) <u>2メートル以内の範囲に位置する場合 2.0</u></p> <p>4～7 [略]</p> <p>8 <u>新築、改築又は増築しようとする建築物が建築基準法第85条に規定する仮設建築物の場合は当緑化基準を適用しない。</u></p> | <p>第2 建築物の緑化基準</p> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>道路等公共空間に面する壁面への壁面緑化の面積は、1において算定した壁面緑化の面積に、その1/2に相当する面積を加えて算入することができるものとする。</u></p> <p>3～6 [略]</p> |
| <p>第3 建築物の敷地の緑化基準</p> <p>備考</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 <u>道路等に面する中木（生垣を含む。）又は高木のみなし樹冠面積は、当該面積に道路等の境界線からの距離に応じた以下の係数を乗じて得た値を緑地の面積に算入できるものとする。</u></p> | <p>第3 建築物の敷地の緑化基準</p> <p>備考</p> <p>1～2 [略]</p> |

(1) 6メートル以内の範囲にみなし樹冠の全部が含まれる場合
1.5

(2) 2メートル以内の範囲にみなし樹冠の一部又は全部が含まれる場合 2.0

4～5 [略]

6 建築物を改築又は増築する場合の空地面積については、緑地基準第1第8項の規定中「敷地面積」を「改築又は増築に係る建築面積を、基準建蔽率で除した面積」（以下、「改築又は増築に見合う敷地面積」という。）と読み替えて算定した面積とする。ただし、建築物の敷地の緑化基準が適用される以前に建築された建築物を改築又は増築する場合に限る。

7 第2の備考4、5、7、8については、建築物の敷地の緑化についても適用する。

第6 太陽電池等の設置部分の面積の取扱い
建築物又はその敷地に太陽電池を設置した場合、その設置面積の50パーセントの面積を緑化基準第2及び第3の緑地の面積に算入することができるものとする。

2 露天のプール等（池など恒常的に水に満たされている部分を含む。）を建築物に設置した場合はその面積を緑化基準第2の敷地面積から除外することができるものとし、敷地に設置した場合はその面積を緑化基準第3の空地面積から除外することができるものとする。

第7 建築物及び建築物の敷地の緑地の面積の相互の振り替え

建築物の屋上、壁面、ベランダ等の緑地の面積について、緑化基準第2を満たすことが困難な理由がある場合は、当該建築物の屋上、壁面、ベランダ等において必要とされる緑地の面積のうち、緑化が困難な面積相当分は、建築物の敷地の

3～4 [略]

5 建築物を改築又は増築する場合の空地面積については、緑地基準第1第9項の規定中「敷地面積」を「改築又は増築に係る建築面積を、基準建ぺい率で除した面積」（以下、「改築又は増築に見合う敷地面積」という。）と読み替えて算定した面積とする。ただし、建築物の敷地の緑化基準が適用される以前に建築された建築物を改築又は増築する場合に限る。

6 第2の備考3、4、6については、建築物の敷地の緑化についても適用する。

第6 太陽電池等の設置部分の面積の取扱い
建築物又はその敷地に太陽電池又は露天のプール等を設置した場合、その設置面積の50パーセントの面積を緑化基準第2及び第3の緑地の面積に算入することができるものとする。

第7 建築物及び建築物の敷地の緑地の面積の相互の振り替え

建築物の屋上、壁面、ベランダ等の緑地の面積について、緑化基準第2を満たすことが困難な理由がある場合は、当該建築物の屋上、壁面、ベランダ等において必要とされる緑地の面積のうち、緑化が困難な面積相当分は、建築物の敷地の

同一面積の緑地の面積をもって代えることができる。この場合において当該建築物の敷地の緑化をもって代える面積は、当該建築物において必要な緑地面積の50パーセントを上限とし、建築物の敷地において必要とされる緑地の面積には含まれないものとする。ただし、やむを得ない理由により上限を超えて当該建築物の敷地へ振り替える場合はその超えた分に相当する緑地を道路等に面する位置に植栽するように努めなければならない。

- 2 建築物の敷地における緑地の面積について、緑化基準第3を満たすことが困難な理由がある場合は、当該建築物の敷地において必要とされる緑地の面積のうち、緑化が困難な面積相当分は、建築物の屋上、壁面、ベランダ等の同一面積の緑地の面積をもって代えることができる。この場合において当該建築物の屋上、壁面、ベランダ等の緑化をもって代える面積は、当該建築物の敷地において必要な緑地面積の50パーセントを上限とし、建築物の屋上、壁面、ベランダ等において必要とされる緑地の面積には含まれないものとする。ただし、やむを得ない理由により上限を超えて当該建築物へ振り替える場合はその超えた分に相当する緑地を道路等に面する位置に植栽するように努めなければならない。

同一面積の緑地の面積をもって代えることができる。この場合において当該建築物の敷地の緑化をもって代える面積は、建築物の敷地において必要とされる緑地の面積には含まれないものとする。

- 2 建築物の敷地における緑地の面積について、緑化基準第3を満たすことが困難な理由がある場合は、当該建築物の敷地において必要とされる緑地の面積のうち、緑化が困難な面積相当分は、建築物の屋上、壁面、ベランダ等の同一面積の緑地の面積をもって代えることができる。この場合において当該建築物の屋上、壁面、ベランダ等の緑化をもって代える面積は、建築物の屋上、壁面、ベランダ等において必要とされる緑地の面積には含まれないものとする。

神戸市告示第342号

次の港湾施設は、令和6年9月30日に限り、その供用を廃止する。

令和6年10月1日

神戸市長 久 元 喜 造

ふ頭用地

| 名称 | 位置 | 規模 | バース |
|--|----------------------------|------------------------------|-------|
| ポートアイランド (第2期) -15m第14 号岸壁背後ふ頭用地 | 神戸市中央区港島 9丁目3番2、3 番3 | 122,020.00㎡の うち31,226.97㎡ | PC-14 |

神戸市告示第343号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金の収納に関する事務を次のように委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年10月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

(1) 名称 株式会社フィールズ

(2) 所在地 大阪市福島区福島3-7-39-611

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
ミュージアムグッズ等の売上代金

3 指定をした日

令和6年9月14日

4 委託期間

令和6年9月14日から10月20日まで

神戸市公告

神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第29条第3項の規定により次の対象事業に係る同条第1項の規定による事後調査の結果を記載した報告書及びその概要を記載した書類（以下「概要書」という。）の提出があったので、同条第4項の規定により公告するとともに、当該概要書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和6年10月1日

神戸市長 久元喜造

1 対象事業の概要

| | | |
|---------|--|--|
| 事業の名称 | 神戸国際港都建設計画道路 1. 3. 6号大阪湾岸線西伸線 | (仮称)神戸市北区東岡場地区プロジェクト |
| 事業者の名称 | (1)国土交通省 近畿地方整備局 (2)阪神高速道路株式会社 | (1)アイリスパートナーズ株式会社 (2)神戸ロジスティクス特定目的会社 |
| 代表者 | (1)近畿地方整備局長 長谷川 朋弘 (2)代表取締役社長 吉田 光市 | (1)代表取締役 古越 純 (2)取締役 三品 貴仙 |
| 事業者の所在地 | (1)大阪府中央区大手前3丁目1番41号 (2)大阪府北区中之島3丁目2番4号 | (1)東京都品川区南大井六丁目16番10号 (2)東京都中央区日本橋一丁目4番1号 |
| 事業の種類 | 一般国道（自動車専用道路）の改築 | 宅地の造成 |
| 事業の規模 | 延長14.1km(6車線) | 事業面積約19.9ha（開発面積約18.2ha） |
| 対象事業の位置 | 起点：神戸市東灘区向洋町東 終点：神戸市長田区南駒栄町 | 神戸市北区有野町有野字岡場1977番1他 |

2 縦覧の期間

令和6年10月1日（火曜）から10月15日（火曜）まで

3 縦覧の場所

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST2階
神戸市環境局環境保全課

4 縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

神戸市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、神戸市名谷町社谷土地区画整理事業の事業施行者である神戸市名谷町社谷土地区画整理組合から、神戸市名谷町社谷土地区画整理事業の換地計画に係る区域の全部について換地処分をした旨の届出がありましたので、同条第4項後段の規定により換地処分があった旨を公告します。

令和6年10月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年10月1日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市中央区下山手通8丁目16番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市中央区栄町通4丁目2番13号
和田興産株式会社
代表取締役 溝本 俊哉
大阪市中央区南船場4丁目4番3号
東急不動産株式会社
支配人 山縣 晴夫
- 3 許可番号
令和4年3月4日 第8040号
(変更許可 令和4年4月13日 第2009号)
(変更許可 令和6年7月25日 第2136号)
(変更許可 令和6年8月15日 第2141号)
(変更許可 令和6年9月18日 第2151号)

神戸市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和6年9月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

令和6年10月1日 神戸市公報第3879号

(1) 一般

| 利用権の設定をうける者(乙) | 利用権を設定する者(甲) | 利用権を設定する土地 | | 設定する利用権 | | 権利の種類 (備考) | 内容(土地 の利用目的 を含む。) | 借賃の支払の方法 |
|--|---------------------|---------------------|-----------------|---------------------|------------|---------------|-------------------------|--|
| | | 土地の所在地 | 現況地目 | 開始年月日 終了年月日 | 貸借料 物 | | | |
| | | | 認定面積 ㎡ | | | | | |
| 神戸市北区淡河町 大谷 敬亨 | 西宮市上ヶ原十番町 田島 ひふみ | 北区淡河町萩原字野田 1264 | 田 1,741 | 本公告日 令和8年12月31日 | | 使用貸借権設定 | 水田として利用 | |
| 神戸市北区長尾町 岡田 伸夫 | 神戸市北区長尾町 新谷 耕悦 | 北区長尾町上津字二反田 4269 | 田 971 | 本公告日 令和10年12月31日 | | 使用貸借権設定 | 水田として利用 | |
| 神戸市北区大沢町 ENANLOO YEGHMORLOO BAHRAM | 神戸市北区大沢町 稲生 秀治 | 北区大沢町中大沢字尾上 10 | 田 1,094の内550 | 本公告日 令和15年12月31日 | | 使用貸借権設定 | 水田として利用 | |
| 神戸市西区伊川谷町 山西 保之 | 神戸市西区伊川谷町 森本 世都子 | 西区伊川谷町前開字伊勢才 809 | 田 567 | 本公告日 令和9年3月31日 | | 使用貸借権設定 | 水田として利用 | |
| 神戸市西区平野町 切原 卓 | 神戸市西区二ツ屋 吉川 益夫 | 西区玉津町二ツ屋字八幡田 302 | 田 1,293 | 本公告日 令和9年3月31日 | 10,000円/1筆 | 貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。 |
| 神戸市北区ひよどり台 長瀬 寿幸 | 神戸市西区押部谷町 中垣 敦子 | 西区押部谷町木見字谷田 480 | 畑 533 | 本公告日 令和11年3月31日 | 3,000円/1筆 | 貸借権設定 | 普通畑として利用 | 毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。 |
| 神戸市西区神出町 藤本 省一 | 神戸市西区狩場台 井澤 正博 | 西区神出町東字柳原 2261 | 田 880 | 本公告日 令和11年3月31日 | | 使用貸借権設定 | 水田として利用 | |

令和6年10月1日 神戸市公報第3879号

(2) 中間管理事業

| 利用権の設定をうける者(乙) | 利用権を設定する者(甲) | 利用権を設定する土地 | | 設定する利用権 | | 権利の種類 (備考) | 内容(土地 の利用目的 を含む。) | 借賃の支払の方法 |
|--|--|----------------------|-----------------|-------------------------|------------|---------------|-------------------------|--------------------------------|
| | | 土地の所在地 | 現況地目 | 開始年月日 終了年月日 | 貸借料物 作 | | | |
| | | | 認定面積㎡ | | | | | |
| 神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘 | 神戸市北区道場町 米田 明美 | 北区道場町日下部字九頭ノ森 393 | 田 1,635 | 令和6年9月30日 令和16年9月30日 | 50,000円/1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年度12月中旬に乙 の指定する方法で 支払う。 |
| 西宮市山口町 加藤 悠太 | 神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘 | | | | | | | 毎年度11月中旬に甲 の指定する方法で 支払う。 |
| 神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘 | 神戸市北区八多町 馬場 文代 | 北区八多町下小名田字鉾村 1088 | 田 1,313 | 令和6年9月30日 令和16年9月30日 | | 使用貸借権設定 | 水田として利用 | |
| 神戸市北区八多町 馬場 健誌 | 神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘 | | | | | | | |
| 神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘 | 神戸市西区井吹台西町 兼弘 まり子 | 西区榎谷町池谷字大谷 43-2 | 田 2,164の内600 | 令和6年10月1日 令和16年9月30日 | 5,000円/1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年度12月中旬に乙 の指定する方法で 支払う。 |
| 神戸市西区狩場台 恒川 直大 | 神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘 | | | | | | | 毎年度11月中旬に甲 の指定する方法で 支払う。 |
| 神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘 | 神戸市西区井吹台西町 兼弘 まり子 | 西区榎谷町池谷字大谷 43-2 | 田 2,164の内600 | 令和6年10月1日 令和16年9月30日 | 5,000円/1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年度12月中旬に乙 の指定する方法で 支払う。 |
| 神戸市垂水区本多開 木下 修 | 神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘 | | | | | | | 毎年度11月中旬に甲 の指定する方法で 支払う。 |

令和6年10月1日 神戸市公報第3879号

| | | | | | | | | |
|--|--|--------------------|-----------------|-------------------------|-----------|---------|---------|-----------------------|
| 神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘 | 神戸市西区井吹台西町 兼弘 まり子 | 西区榎谷町池谷字大谷 43-2 | 田 2,164の内200 | 令和6年10月1日 令和16年9月30日 | 5,000円/1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年度12月中に乙の指定する方法で支払う。 |
| 神戸市北区花山中尾台 丸岡 正和 | 神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘 | | | | | | | 毎年度11月中に甲の指定する方法で支払う。 |
| 神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘 | 神戸市西区井吹台西町 兼弘 まり子 | 西区榎谷町池谷字大谷 79 | 田 3,050の内400 | 令和6年10月1日 令和16年9月30日 | 5,000円/1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年度12月中に乙の指定する方法で支払う。 |
| 神戸市垂水区小東山 吉田 佐和子 | 神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘 | | | | | | | 毎年度11月中に甲の指定する方法で支払う。 |
| 神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘 | 神戸市西区井吹台西町 兼弘 まり子 | 西区榎谷町池谷字大谷 79 | 田 3,050の内200 | 令和6年10月1日 令和16年9月30日 | 5,000円/1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年度12月中に乙の指定する方法で支払う。 |
| 西宮市名塩南台 平鹿 伊津子 | 神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘 | | | | | | | 毎年度11月中に甲の指定する方法で支払う。 |
| 神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘 | 神戸市西区井吹台西町 兼弘 まり子 | 西区榎谷町池谷字大谷 79 | 田 3,050の内200 | 令和6年10月1日 令和16年9月30日 | 5,000円/1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年度12月中に乙の指定する方法で支払う。 |
| 神戸市東灘区岡本 湯淺 健一 | 神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘 | | | | | | | 毎年度11月中に甲の指定する方法で支払う。 |
| 神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘 | 神戸市西区井吹台西町 兼弘 まり子 | 西区榎谷町池谷字大谷 79 | 田 3,050の内100 | 令和6年10月1日 令和16年9月30日 | | 使用貸借権設定 | 水田として利用 | |
| 西宮市川東町 峯 林太郎 | 神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘 | | | | | | | |

令和6年10月1日 神戸市公報第3879号

| | | | | | | | | |
|--|--|---------------------|------------|--------------------------|------------|---------|---------|-----------------------|
| 神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘 | 明石市小久保 古河 克規 | 西区平野町壱田字下川原 1020 | 田 1,781 | 令和6年9月30日 令和16年10月31日 | 17,810円/1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年度12月中に乙の指定する方法で支払う。 |
| 神戸市西区桜が丘東町 恵良 優太朗 | 神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘 | | | | | | | 毎年度11月中に甲の指定する方法で支払う。 |
| 神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘 | 神戸市西区神出町 藤本 忠彦 | 西区神出町東字大將軍 1695 | 田 330 | 令和6年9月30日 令和16年9月30日 | | 使用貸借権設定 | 水田として利用 | |
| 神戸市西区神出町 藤本 忠彦 | 神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘 | | | | | | | |

令和6年10月1日 神戸市公報第3879号

(3) 解除条件付

| 利用権の設定をうける者(乙) | 利用権を設定する者(甲) | 利用権を設定する土地 | | 設定する利用権 | | 権利の種類 (備考) | 内容(土地 の利用目的 を含む。) | 借賃の支払の方法 |
|---|---|--|--------------------------------------|---------------------|---------------------------------------|---------------|-------------------------|--|
| | | 土地の所在地 | 現況地目 認定面積㎡ | 開始年月日 終了年月日 | 貸借料 物 | | | |
| 神戸市北区小倉台 町田 知也 | 神戸市北区山田町 田 国男 | 北区山田町原野字寺前 74-1 | 田 144 | 本公告日 令和10年12月31日 | 5,000円/1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。 |
| 神戸市北区淡河町東畑75 社会福祉法人 上野丘さつき会 理事長 井上 勝彦 | 神戸市北区淡河町 澤野 美智代 | 北区淡河町行原字脇ノ垣 398-2 北区淡河町行原字上中 678 北区淡河町行原字上中 682 | 田 653 田 2,168 田 1,294 | 本公告日 令和15年12月31日 | 6,530円/1筆 21,680円/1筆 12,940円/1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。 |
| 神戸市北区淡河町東畑75 社会福祉法人 上野丘さつき会 理事長 井上 勝彦 | 神戸市北区淡河町 中野 和徳 | 北区淡河町行原字酒屋垣 665 | 田 1,944 | 本公告日 令和15年12月31日 | 19,440円/1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。 |
| 神戸市北区花山中尾台 小寺 耀明 | 神戸市北区淡河町 加嶋 和子 神戸市東灘区向洋町 加嶋 浩敏 | 北区淡河町南僧尾字向沢 1513 北区淡河町南僧尾字向沢 1514-3 | 田 300 田 285 | 本公告日 令和15年12月31日 | | 使用貸借権設定 | 水田として利用 | |
| 神戸市垂水区小東山 栗田 敦子 | 神戸市西区伊川谷町 澁谷 立子 | 西区伊川谷町小寺字上ノカイテ 369 | 田 1,333の内300 | 本公告日 令和16年3月31日 | 6,000円/1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。 |
| 神戸市須磨区関守町 村上 愛子 | 神戸市西区玉津町 神尾 和日朗 神戸市西区平野町 神尾 典成 | 西区平野町慶明字久保田 377 | 田 977の内300 | 本公告日 令和16年3月31日 | 7,984円/1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。 |
| 神戸市西区狩場台 岡野 寛子 | 神戸市西区玉津町 神尾 和日朗 神戸市西区平野町 神尾 典成 | 西区平野町慶明字久保田 377 | 田 977の内677 | 本公告日 令和16年3月31日 | 18,016円/1筆 | 賃貸借権設定 | 水田として利用 | 毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。 |

神戸市交通告示第3号

路線の種別、料金区間、運転系統及び近郊区路線等の乗車料について（昭和40年1月神交告示第34号）の一部を次のとおり改正する。

令和6年10月1日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-------|-------|-----|-----|-----|--|-------------|-----|-------|-----|-----|---|------|----|-------|-----|-----|-----|--|--|--|-----|-----|-----|
| <p>1 普通区（均一制）の運転系統及び料金</p> <p>料金 <u>230円</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>系統番号</th> <th>区間</th> <th>主な経由地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> | 系統番号 | 区間 | 主な経由地 | [略] | [略] | [略] | <p>1 普通区（均一制）の運転系統及び料金</p> <p>料金 <u>210円</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>系統番号</th> <th>区間</th> <th>主な経由地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> | 系統番号 | 区間 | 主な経由地 | [略] | [略] | [略] | | | | | | | | | | | | |
| 系統番号 | 区間 | 主な経由地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 系統番号 | 区間 | 主な経由地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2 近郊区（均一制）の運転系統及び料金</p> <p>料金 <u>230円</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>系統番号</th> <th>区間</th> <th>主な経由地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>55</td> <td>朝霧駅前～伊川谷高校前</td> <td>神陵台</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> | 系統番号 | 区間 | 主な経由地 | [略] | [略] | [略] | 55 | 朝霧駅前～伊川谷高校前 | 神陵台 | [略] | [略] | [略] | <p>2 近郊区（均一制）の運転系統及び料金</p> <p>料金 <u>210円</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>系統番号</th> <th>区間</th> <th>主な経由地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> | 系統番号 | 区間 | 主な経由地 | [略] | [略] | [略] | | | | [略] | [略] | [略] |
| 系統番号 | 区間 | 主な経由地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 55 | 朝霧駅前～伊川谷高校前 | 神陵台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 系統番号 | 区間 | 主な経由地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [略] | [略] | [略] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>3 近郊区（対キロ区間制）の運転系統及び料金</p> <p>第62A系統（神戸北町～谷上駅）</p> | <p>3 近郊区（対キロ区間制）の運転系統及び料金</p> <p>第62A系統（神戸北町～谷上駅）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

近郊区 (対キロ区間制) 他社との競合区間

| | | | | | | |
|------|-------|-------|--------|-----------------|-----|-----|
| | | | | | 箕谷 | 190 |
| | | | | 松が枝町 松が枝町2丁目 | 190 | 190 |
| | | | 日の峰田丁目 | 190 | 190 | 230 |
| | | 桂木田丁目 | 190 | 190 | 190 | 230 |
| | 桂木田丁目 | 190 | 190 | 190 | 190 | 230 |
| 神戸北町 | 190 | 190 | 200 | 200 | 200 | 240 |

(単位：円)

第62B系統（蔵本～谷上駅）

近郊区 (対キロ区間制) 他社との競合区間

| | | | | | | |
|----|-----|--------|-----|---------|-----|-----|
| | | | | | 箕谷 | 190 |
| | | | | 松が枝町田丁目 | 190 | 190 |
| | | 日の峰田丁目 | 190 | 190 | 190 | 230 |
| 蔵本 | 190 | 190 | 200 | 200 | 200 | 240 |

(単位：円)

近郊区 (対キロ区間制) 他社との競合区間

| | | | | | | |
|------|-----------|------------|-----|-----------------|-----|-----|
| | | | | | 箕谷 | 170 |
| | | | | 松が枝町 松が枝町2丁目 | 170 | 170 |
| | | 日の峰 1丁目 | 170 | 170 | 170 | 200 |
| | | 桂木 3丁目 | 170 | 170 | 170 | 210 |
| | 桂木 2丁目 | 170 | 170 | 170 | 170 | 210 |
| 神戸北町 | 170 | 170 | 180 | 180 | 180 | 220 |

(単位：円)

第62B系統（蔵本～谷上駅）

近郊区 (対キロ区間制) 他社との競合区間

| | | | | | | |
|----|-----|------------|-----|-------------|-----|-----|
| | | | | | 箕谷 | 170 |
| | | | | 松が枝町 2丁目 | 170 | 170 |
| | | 日の峰 5丁目 | 170 | 170 | 170 | 210 |
| 蔵本 | 170 | 170 | 180 | 180 | 180 | 220 |

(単位：円)

第111系統（谷上駅～衝原）

| | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|----------|-------|-----|-----|
| | | | | | | | | 衝原 |
| | | | | | | | 坂本 | 190 |
| | | | | | | 東下七社前 | 190 | 220 |
| | | | | | 福地山田小学校前 | 190 | 200 | 260 |
| | | | | 蔵本 | 190 | 190 | 240 | 300 |
| | | | 大滝口 | 190 | 190 | 210 | 260 | 310 |
| | | 小橋 | 190 | 190 | 210 | 250 | 300 | 370 |
| | 箕谷 | 190 | 190 | 200 | 230 | 260 | 310 | 380 |
| 谷上駅 | 190 | 190 | 230 | 240 | 260 | 300 | 340 | 410 |

(単位：円)

第111系統（谷上駅～衝原）

| | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|----------|-------|-----|-----|
| | | | | | | | | 衝原 |
| | | | | | | | 坂本 | 170 |
| | | | | | | 東下七社前 | 170 | 200 |
| | | | | | 福地山田小学校前 | 170 | 180 | 240 |
| | | | | 蔵本 | 170 | 170 | 220 | 280 |
| | | | 大滝口 | 170 | 170 | 190 | 240 | 290 |
| | | 小橋 | 170 | 170 | 190 | 230 | 280 | 350 |
| | 箕谷 | 170 | 170 | 180 | 210 | 240 | 290 | 360 |
| 谷上駅 | 170 | 170 | 210 | 220 | 240 | 280 | 320 | 390 |

(単位：円)

4 普通区と近郊区にまたがる運転系統及び料金

第15系統（名谷駅前～青山台）

| | | | |
|-----|-----|-----|------|
| | | | 名谷駅前 |
| | | 奥畑口 | 230 |
| 青山台 | 230 | 230 | |

(単位：円)

4 普通区と近郊区にまたがる運転系統及び料金

第15系統（名谷駅前～青山台）

| | | | |
|-----|-----|-----|------|
| | | | 名谷駅前 |
| | | 奥畑口 | 210 |
| 青山台 | 210 | 210 | |

(単位：円)

第17系統（二葉町～新長田駅前～地下鉄長田駅前～ひよどり台～病院前（しあ

第17系統（二葉町～新長田駅前～地下鉄長田駅前～ひよどり台～病院前（しあ

第64の3系統（地下鉄三宮駅前～（箕谷駅前）～大原3丁目）

| | | | | | | | |
|-------|-------|--------|------|-----|-----|---------|-----|
| | | | | | | 地下鉄三宮駅前 | |
| | | | | | | 新神戸駅前 | 230 |
| | | | | 箕谷 | 470 | 470 | |
| | | | 箕谷駅前 | 190 | 470 | 470 | |
| | | 日の峰1丁目 | 190 | 190 | 510 | 510 | |
| | | 日の峰2丁目 | 190 | 190 | 190 | 510 | 510 |
| | 桂木2丁目 | 190 | 190 | 190 | 190 | 510 | 510 |
| 大原3丁目 | 190 | 190 | 200 | 200 | 200 | 520 | 520 |

(単位：円)

第64の4系統（地下鉄三宮駅前～（箕谷駅前）～神戸北町）

第64の5系統（地下鉄三宮駅前～箕谷～神戸北町）

| | | | | | | | |
|------|-------|--------|--------------|-----|-----|---------|-----|
| | | | | | | 地下鉄三宮駅前 | |
| | | | | | | 新神戸駅前 | 230 |
| | | | | 箕谷 | 470 | 470 | |
| | | | 箕谷駅前 松が枝町 | 190 | 470 | 470 | |
| | | 日の峰1丁目 | 190 | 190 | 510 | 510 | |
| | | 日の峰2丁目 | 190 | 190 | 190 | 510 | 510 |
| | 桂木2丁目 | 190 | 190 | 190 | 190 | 510 | 510 |
| 神戸北町 | 190 | 190 | 200 | 200 | 200 | 520 | 520 |

(単位：円)

第64の7系統（地下鉄三宮駅前～（箕谷駅前）～松が枝町2丁目～神戸北町）

第64の3系統（三宮駅ターミナル前～（箕谷駅前）～大原3丁目）

| | | | | | | | |
|-------|-------|--------|------|-----|-----|-----------|-----|
| | | | | | | 三宮バスターミナル | |
| | | | | | | 新神戸駅前 | 210 |
| | | | | 箕谷 | 450 | 450 | |
| | | | 箕谷駅前 | 170 | 450 | 450 | |
| | | 日の峰1丁目 | 170 | 170 | 490 | 490 | |
| | | 日の峰2丁目 | 170 | 170 | 170 | 490 | 490 |
| | 桂木2丁目 | 170 | 170 | 170 | 170 | 490 | 490 |
| 大原3丁目 | 170 | 170 | 180 | 180 | 180 | 500 | 500 |

(単位：円)

第64の4系統（三宮駅ターミナル前～（箕谷駅前）～神戸北町）

第64の5系統（三宮駅ターミナル前～箕谷～神戸北町）

| | | | | | | | |
|------|-------|--------|--------------|-----|-----|-----------|-----|
| | | | | | | 三宮バスターミナル | |
| | | | | | | 新神戸駅前 | 210 |
| | | | | 箕谷 | 450 | 450 | |
| | | | 箕谷駅前 松が枝町 | 170 | 450 | 450 | |
| | | 日の峰1丁目 | 170 | 170 | 490 | 490 | |
| | | 日の峰2丁目 | 170 | 170 | 170 | 490 | 490 |
| | 桂木2丁目 | 170 | 170 | 170 | 170 | 490 | 490 |
| 神戸北町 | 170 | 170 | 180 | 180 | 180 | 500 | 500 |

(単位：円)

第64の7系統（三宮駅ターミナル前～（箕谷駅前）～松が枝町2丁目～神戸北町）

| | | | | | | | |
|-----------------|--|-----------------|--|-----------------|--|---------|--|
| | | 普通区 (均一制) | | 他社との競合区間 | | 地下鉄三宮駅前 | |
| 近郊区 (対キロ区間制) | | 箕谷 | | 新神戸駅前 | | 230 | |
| | | 箕谷駅前 松ヶ枝町2丁目 | | 箕谷 | | 470 | |
| | | 日の峰1丁目 | | 箕谷駅前 松ヶ枝町2丁目 | | 470 | |
| | | 日の峰2丁目 | | 日の峰1丁目 | | 510 | |
| | | 桂木2丁目 | | 日の峰2丁目 | | 510 | |
| 神戸北町 | | 桂木2丁目 | | 日の峰2丁目 | | 510 | |
| | | 神戸北町 | | 桂木2丁目 | | 520 | |
| | | 神戸北町 | | 桂木2丁目 | | 520 | |

(単位：円)

第66の2系統（貿易センター前～（山麓バイパス）～病院前）

| | | | | | | | |
|-----------------|--|--------------|--|------------|--|---------|--|
| | | 普通区 (均一制) | | 他社との競合区間 | | 貿易センター前 | |
| 近郊区 (対キロ区間制) | | 加納町2・3丁目 | | 三宮センター街東口 | | 230 | |
| | | ひよどり台1丁目 | | 加納町2・3丁目 | | 230 | |
| | | ひよどり台 | | ひよどり台1丁目 | | 470 | |
| | | 市民防災総合センター | | ひよどり台 | | 470 | |
| | | 星和台南 | | 市民防災総合センター | | 470 | |
| 病院前 | | 星和台南 | | 市民防災総合センター | | 510 | |
| | | 病院前 | | 星和台南 | | 510 | |
| | | 病院前 | | 星和台南 | | 510 | |

(単位：円)

第87の2系統（妙法寺駅前～病院前）

町)

| | | | | | | | |
|-----------------|--|-----------------|--|-----------------|--|-----------|--|
| | | 普通区 (均一制) | | 他社との競合区間 | | 三宮バスターミナル | |
| 近郊区 (対キロ区間制) | | 新神戸駅前 | | 新神戸駅前 | | 210 | |
| | | 箕谷 | | 箕谷 | | 450 | |
| | | 箕谷駅前 松ヶ枝町2丁目 | | 箕谷駅前 松ヶ枝町2丁目 | | 450 | |
| | | 日の峰1丁目 | | 箕谷駅前 松ヶ枝町2丁目 | | 490 | |
| | | 日の峰2丁目 | | 日の峰1丁目 | | 490 | |
| | | 桂木2丁目 | | 日の峰2丁目 | | 490 | |
| 神戸北町 | | 桂木2丁目 | | 日の峰2丁目 | | 490 | |
| | | 神戸北町 | | 桂木2丁目 | | 500 | |
| | | 神戸北町 | | 桂木2丁目 | | 500 | |

(単位：円)

第66の2系統（貿易センター前～（山麓バイパス）～病院前）

| | | | | | | | |
|-----------------|--|--------------|--|------------|--|---------|--|
| | | 普通区 (均一制) | | 他社との競合区間 | | 貿易センター前 | |
| 近郊区 (対キロ区間制) | | 加納町2・3丁目 | | 三宮センター街東口 | | 210 | |
| | | ひよどり台1丁目 | | 加納町2・3丁目 | | 210 | |
| | | ひよどり台 | | ひよどり台1丁目 | | 450 | |
| | | 市民防災総合センター | | ひよどり台 | | 450 | |
| | | 星和台南 | | 市民防災総合センター | | 450 | |
| 病院前 | | 星和台南 | | 市民防災総合センター | | 490 | |
| | | 病院前 | | 星和台南 | | 490 | |
| | | 病院前 | | 星和台南 | | 490 | |

(単位：円)

第87の2系統（妙法寺駅前～病院前）

| | | | | | |
|-----------|----------|----------|------------|-------|-----|
| | | | | 妙法寺駅前 | |
| | | | ひよどり台南町2丁目 | 230 | |
| | | ひよどり台1丁目 | 230 | 230 | |
| | ひよどり台5丁目 | 230 | 230 | 230 | |
| シルバーカレッジ前 | 230 | 230 | 230 | 280 | |
| 病院前 | 210 | 230 | 230 | 230 | 280 |

(単位：円)

第120系統（名谷駅前～病院前）

| | | | | | |
|------|------------|----------|-------|------|-----|
| | | | | 名谷駅前 | |
| | | | 落合団地前 | 230 | |
| | | ひよどり台1丁目 | 230 | 230 | |
| | ひよどり台 | 230 | 230 | 230 | |
| | 市民防災総合センター | 230 | 230 | 230 | |
| 星和台南 | 210 | 230 | 230 | 280 | 280 |
| 病院前 | 210 | 210 | 230 | 230 | 280 |

(単位：円)

- 5 近郊区（均一制）と近郊区（対キロ区間制）にまたがる運転系統及び料金
第58系統（朝霧駅前～神陵台～伊川谷駅前）

| | | | | | |
|-----------|----------|----------|------------|-------|-----|
| | | | | 妙法寺駅前 | |
| | | | ひよどり台南町2丁目 | 210 | |
| | | ひよどり台1丁目 | 210 | 210 | |
| | ひよどり台5丁目 | 210 | 210 | 210 | |
| シルバーカレッジ前 | 210 | 210 | 210 | 260 | |
| 病院前 | 170 | 210 | 210 | 210 | 260 |

(単位 円)

第120系統（名谷駅前～病院前）

| | | | | | |
|------|------------|----------|-------|------|-----|
| | | | | 名谷駅前 | |
| | | | 落合団地前 | 210 | |
| | | ひよどり台1丁目 | 210 | 210 | |
| | ひよどり台 | 210 | 210 | 210 | |
| | 市民防災総合センター | 210 | 210 | 210 | |
| 星和台南 | 170 | 210 | 210 | 260 | 260 |
| 病院前 | 170 | 170 | 210 | 210 | 260 |

(単位 円)

- 5 近郊区（均一制）と近郊区（対キロ区間制）にまたがる運転系統及び料金
第55系統（朝霧駅前～神陵台～伊川谷高校前）
第58系統（朝霧駅前～神陵台～伊川谷駅前）

| | | | | | | | | | |
|------|--------|---------|-----|-----|--------|-----|-----|-----|-------|
| | | | | | | | | | 伊川谷駅前 |
| | | | | | | | | 小寺橋 | 210 |
| | | | | | | | 長坂橋 | 210 | 210 |
| | | | | | | 長坂 | 210 | 210 | 230 |
| | | | | | 伊川谷高校前 | 210 | 210 | 230 | 250 |
| | | | | 長尾辻 | 230 | 230 | 230 | 250 | 270 |
| | | | 神陵台 | 230 | 230 | 230 | 230 | 260 | 290 |
| | | 明舞北センター | 230 | 230 | 230 | 250 | 260 | 300 | 320 |
| | 狩口台1丁目 | 230 | 230 | 230 | 230 | 270 | 300 | 340 | 360 |
| 朝霧駅前 | 230 | 230 | 230 | 230 | 230 | 310 | 340 | 390 | 420 |

(単位：円)

| | | | | | | | | | | |
|------|--------|---------|-----|-----|--------|-----|-----|-----|-----|-------|
| | | | | | | | | | | 伊川谷駅前 |
| | | | | | | | | | 小寺橋 | 170 |
| | | | | | | | | 長坂橋 | 170 | 170 |
| | | | | | | 長坂 | 170 | 170 | 190 | 210 |
| | | | | | 伊川谷高校前 | 170 | 170 | 190 | 210 | 230 |
| | | | | 長尾辻 | 170 | 170 | 170 | 210 | 230 | 250 |
| | | | 神陵台 | 170 | 170 | 170 | 180 | 220 | 250 | 280 |
| | | 明舞北センター | 210 | 210 | 210 | 210 | 220 | 260 | 300 | 320 |
| | 狩口台1丁目 | 210 | 210 | 210 | 210 | 230 | 260 | 300 | 350 | 380 |
| 朝霧駅前 | 210 | 210 | 210 | 220 | 230 | 270 | 300 | 350 | 380 | |

(単位：円)

附 則

この改正は、令和6年10月1日から施行する。

本市乗合自動車及び他乗合自動車と本市高速鉄道及び他鉄道との連絡系統又は経路及び連絡駅についての一部を改正したので、次のとおり告示する。

令和6年10月1日

交通事業管理者 城南雅一

神戸市交通告示第4号

本市乗合自動車及び他乗合自動車と本市高速鉄道及び他鉄道との連絡系統又は経路及び連絡駅についての一部を改正する告示

本市乗合自動車及び他乗合自動車と本市高速鉄道及び他鉄道との連絡系統又は経路及び連絡駅について（平成14年6月28日神交告示第1号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | |
|-----|-----------|
| 3 | 削除 |
| 4 | [略] |
| 5 | <u>削除</u> |

| 改正前 | | |
|----------------|------------------------------------|--|
| 3 | 削除 | |
| 4 | [略] | |
| 5 | 本市乗合自動車と他鉄道が連絡し、定期券を発売する場合 | |
| <u>本市乗合自動車</u> | <u>接続駅</u> | <u>他鉄道</u> |
| <u>普通区</u> | <u>甲南山手から須磨</u> <u>(和田岬を除く)</u> | <u>JR西日本</u> <u>東海道線：草津から神</u> <u>戸</u> <u>山陽線：神戸から相生</u> <u>兵庫から和田岬</u> <u>山陰線：京都から保津</u> <u>峡</u> <u>奈良線：京都から桃山</u> <u>福知山線：尼崎から宝</u> <u>塚</u> <u>東西線：全線</u> <u>片町線：同志杜前から</u> <u>京橋</u> <u>大阪環状線：全線</u> <u>桜島線：全線</u> <u>関西線：奈良からJR難</u> <u>波</u> |

| | | |
|--|--|---|
| | | <u>阪和線：天王寺から杉</u> <u>本町</u> <u>おおさか東線：新大阪</u> <u>から久宝寺</u> |
|--|--|---|

備考：神戸市交通局での発売は行わない。

附 則

この改正は、令和6年10月1日から施行する。

神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年10月1日

交通事業管理者 城南雅一

神戸市交通管理規程第8号

神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程の一部を改正する規程
 (神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程の一部改正)

第1条 神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程(昭和40年交規程第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">(普通区及び近郊区の料金)</p> <p>第3条 普通区及び近郊区の料金は、次のとおりとする。ただし、近郊区の普通料金は、次に定めるもののほか別に定める。なお、大人とは12歳以上の者をいい、小児に該当する者を除く。また、小児とは12歳未満の者をいい、12歳以上の者のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校(交通事業管理者(以下「管理者」という。))がこれと同等と認める学校を含む。)の児童(管理者</p> | <p style="text-align: center;">(普通区及び近郊区の料金)</p> <p>第3条 普通区及び近郊区の料金は、次のとおりとする。ただし、近郊区の普通料金は、次に定めるもののほか別に定める。なお、大人とは12歳以上の者をいい、小児に該当する者を除く。また、小児とは12歳未満の者をいい、12歳以上の者のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校(交通事業管理者(以下「管理者」という。))がこれと同等と認める学校を含む。)の児童(管理者</p> |

が小学校と同等と認める学校にあつては、当該学校において児童に相当する者として管理者が認めるもの)であるものを含む。以下同じ。

(1) 普通料金

ア 普通区

(ア) 大人

1 乗車につき 230円

(イ) 小児

1 乗車につき 120円

イ 近郊区

(ア) 近郊区内均一制路線、15系統のうち「青山台～奥畑口」及び58系統のうち「朝霧駅前～伊川谷高校前」(以下「共用区路線」という。)

大人 1 乗車につき 230円

小児 1 乗車につき 120円

(イ) (ア) 以外の路線

大人 最低額区間 190円
最高額区間 580円

小児 乗車区間の大人の料金額からその5割に相当する額を控除して得た額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入するもの)とす

が小学校と同等と認める学校にあつては、当該学校において児童に相当する者として管理者が認めるもの)であるものを含む。以下同じ。

(1) 普通料金

ア 普通区

(ア) 大人

1 乗車につき 210円

(イ) 小児

1 乗車につき 110円

イ 近郊区

(ア) 近郊区内均一制路線、15系統のうち「青山台～奥畑口」並びに55系統及び58系統のうち「朝霧駅前～神陵台」(以下「共用区路線」という。)

大人 1 乗車につき 210円

小児 1 乗車につき 110円

(イ) (ア) 以外の路線

大人 初乗り 170円 最長区間 560円

小児 乗車区間の大人の料金額からその5割に相当する額を控除して得た額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入するもの)とす

る。)

(2) 回数料金

特殊回数料金

ポイントサービス

神戸市バス・山陽バス共通乗車ポイントサービス取扱規程(令和3年交規程第17号)に定めるところによる。

(3) 定期料金

ア 普通区

| 券種 | 通用期間 | 料金 | 備考 | |
|-------|------|---------------|----|-----|
| 通勤定期券 | 大人 | 1 箇月 10,350 円 | | |
| | | 3 箇月 29,500 円 | | |
| | | 6 箇月 55,890 円 | | |
| | 小児 | [略] | | [略] |
| | | [略] | | [略] |
| 通学定期券 | 大人 | [略] | | |
| | | [略] | | |

る。)

(2) 回数料金

特殊回数料金

ポイントサービス

神戸市バス・山陽バス共通乗車ポイントサービス取扱規程に定めるところによる。

(3) 定期料金

ア 普通区

| 券種 | 通用期間 | 料金 | 備考 | |
|-------|------|---------------|----|-----|
| 通勤定期券 | 大人 | 1 箇月 8,820 円 | | |
| | | 3 箇月 25,140 円 | | |
| | | 6 箇月 47,630 円 | | |
| | 小児 | [略] | | [略] |
| | | [略] | | [略] |
| 通学定期券 | 大人 | [略] | | |
| | | [略] | | |

| | | | |
|---------|------|---------|-----|
| | | [略] | [略] |
| | 小児 | [略] | [略] |
| | | [略] | [略] |
| 昼間割引定期券 | 1 箇月 | 5,380 円 | [略] |

イ 近郊区

| 券種 | 通用期間 | 料金 | 備考 |
|-------|------|---|----|
| 通勤定期券 | 1 箇月 | 大人の普通料金の60倍に相当する額からその2割5分に相当する額を控除して得た額 | |
| | [略] | [略] | |
| | [略] | [略] | |
| 通学定期券 | 1 箇月 | 大人の普通料金から20円を差し引いた額の60倍に相当する額からその4割1分に相当する額を控除して得た額 | |
| | | [略] | |

| | | | |
|---------|------|---------|-----|
| | | [略] | [略] |
| | 小児 | [略] | [略] |
| | | [略] | [略] |
| 昼間割引定期券 | 1 箇月 | 4,590 円 | [略] |

イ 近郊区

| 券種 | 通用期間 | 料金 | 備考 |
|-------|------|---|----|
| 通勤定期券 | 1 箇月 | 大人の普通料金の60倍に相当する額からその3割に相当する額を控除して得た額 | |
| | [略] | [略] | |
| | [略] | [略] | |
| 通学定期券 | 1 箇月 | 大人の普通料金の60倍に相当する額からその4割1分に相当する額を控除して得た額 | |
| | | [略] | |

| | | |
|-----|-----|-----|
| | [略] | [略] |
| | [略] | [略] |
| [略] | [略] | [略] |
| | [略] | [略] |
| | [略] | [略] |

備考

- [略]
- [略]
- 共用区路線を含む経路にあつては、通学定期券に6箇月券を設けない。
- 近郊区(共用区路線を含む経路を除く。)にあつては、この表のほか通学定期券に1学期券、2学期券及び3学期券を設け、料金は次のとおりとする。

(1)～(3) [略]
- [略]
- 58系統のうち「伊川谷高校前～伊川谷駅前」にあつては、通学定期券大人1箇月は、大人の普通料金の60倍に相当する額からその4割に相当する額を控除して得た額とし、3学期券は、当該の通学1箇月定期料金額を2倍した額に、当該通学1箇月定期料金額

| | | |
|-----|-----|-----|
| | [略] | [略] |
| | [略] | [略] |
| [略] | [略] | [略] |
| | [略] | [略] |
| | [略] | [略] |

備考

- [略]
- [略]
- 共用区路線並びに55系統及び58系統のうち「朝霧駅前～伊川谷高校前」を含む経路にあつては、通学定期券に6箇月券を設けない。
- 近郊区(共用区路線並びに55系統及び58系統のうち「朝霧駅前～伊川谷高校前」を含む経路を除く。)にあつては、この表のほか通学定期券に1学期券、2学期券及び3学期券を設け、料金は次のとおりとする。

(1)～(3) [略]
- [略]
- 58系統のうち「伊川谷高校前～伊川谷駅」にあつては、通学定期券大人1箇月は、大人の普通料金の60倍に相当する額からその4割に相当する額を控除して得た額とし、3学期券は、当該の通学1箇月定期料金額を2倍した額に、当該通学1箇月定期料金額に

に30分の17を乗じて得た額を加えて得た額とする。

7 [略]

ウ 普通区と近郊区の乗り継ぎ

(ア) 近郊区の普通料金が近郊区の大人230円（小児120円）の区間（以下「230円区間」という。）の普通料金の金額未満の場合、普通区及び近郊区の定期料金の合計金額から普通区の定期料金の2分の1の金額を減額する。

(イ) 近郊区の普通料金が近郊区の230円区間の普通料金の金額以上の場合で、近郊区の230円区間の定期料金及び普通区の定期料金の2分の1の金額を減額した定期料金の合計金額が、近郊区の定期料金を上回る場合、近郊区の230円区間の定期料金及び普通区の定期料金の2分の1の金額の合計金額とする。ただし、券種毎に（イ）及び（ウ）に分かれる近郊区の普通料金が異なる場合、それが同一となるよう定期料金の減額調整を行う。なお、合計金額の内訳は、近郊区分を普通料金区間毎の近郊区の定期料金とし、普通区分を合計金額から近

30分の17を乗じて得た額を加えて得た額とする。

7 [略]

ウ 普通区と近郊区の乗り継ぎ

(ア) 近郊区の普通料金が近郊区の大人210円（小児110円）の区間（以下「210円区間」という。）の普通料金の金額未満の場合、普通区及び近郊区の定期料金の合計金額から普通区の定期料金の2分の1の金額を減額する。

(イ) 近郊区の普通料金が近郊区の210円区間の普通料金の金額以上の場合で、近郊区の210円区間の定期料金及び普通区の定期料金の2分の1の金額を減額した定期料金の合計金額が、近郊区の定期料金を上回る場合、近郊区の210円区間の定期料金及び普通区の定期料金の2分の1の金額の合計金額とする。ただし、券種毎に（イ）及び（ウ）に分かれる近郊区の普通料金が異なる場合、それが同一となるよう定期料金の減額調整を行う。なお、合計金額の内訳は、近郊区分を普通料金区間毎の近郊区の定期料金とし、普通区分を合計金額から近

郊区分を引いたものとする。

(ウ) [略]

エ 普通区と62A系統又は62B系統及び神戸市高速鉄道（以下「高速鉄道という。」）の乗り継ぎ

(ア) 近郊区の普通料金が近郊区の230円区間の普通料金の金額未満の場合、普通区及び近郊区の230円区間の定期料金の合計金額から普通区の定期料金を減額したものと高速鉄道の定期料金を合計したものに、神戸市乗合自動車・高速鉄道連絡運輸及び共通乗車取扱規程（平成14年交規程第6号）（以下、「連絡運輸規程」という。）第4条による料金の割引をして得た額とする。

(イ) 近郊区の普通料金が近郊区の230円区間の普通料金の金額以上の場合、普通区及び近郊区の定期料金の合計金額から普通区の定期料金を減額したものと高速鉄道の定期料金を合計したものに、連絡運輸規程第4条による料金の割引をして得た額とする。

2 [略]

第4条～第28条 [略]

（定期券料金の払戻し）

郊区分を引いたものとする。

(ウ) [略]

エ 普通区と62A系統又は62B系統及び神戸市高速鉄道（以下「高速鉄道という。」）の乗り継ぎ

(ア) 近郊区の普通料金が近郊区の210円区間の普通料金の金額未満の場合、普通区及び近郊区の210円区間の定期料金の合計金額から普通区の定期料金を減額したものと高速鉄道の定期料金を合計したものに、神戸市乗合自動車・高速鉄道連絡運輸及び共通乗車取扱規程（平成14年交規程第6号）（以下、「連絡運輸規程」という。）第4条による料金の割引をして得た額とする。

(イ) 近郊区の普通料金が近郊区の210円区間の普通料金の金額以上の場合、普通区及び近郊区の定期料金の合計金額から普通区の定期料金を減額したものと高速鉄道の定期料金を合計したものに、連絡運輸規程第4条による料金の割引をして得た額とする。

2 [略]

第4条～第28条 [略]

（定期券料金の払戻し）

| | |
|---|---|
| <p>第28条の2 定期券が不用となり、又は使用できなくなつたときは、次の各号に定めるところにより、当該定期券を引き換えにその料金を払戻しする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 請求のあつた日が通用期間の途中であるとき</p> <p>ア 共用区路線を含む経路 既納の料金額から普通料金額の2倍に請求のあつた日までの日数を乗じて得た額及び払戻手数料を控除して得た額</p> <p>イ [略]</p> <p>2 [略]</p> | <p>第28条の2 定期券が不用となり、又は使用できなくなつたときは、次の各号に定めるところにより、当該定期券を引き換えにその料金を払戻しする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 請求のあつた日が通用期間の途中であるとき</p> <p>ア 共用区路線<u>並びに55系統及び58系統のうち「朝霧駅前～伊川谷高校前」</u>を含む経路 既納の料金額から普通料金額の2倍に請求のあつた日までの日数を乗じて得た額及び払戻手数料を控除して得た額</p> <p>イ [略]</p> <p>2 [略]</p> |
|---|---|

(神戸市交通局 I C 証票乗車券取扱規程の一部改正)

第2条 神戸市交通局 I C 証票乗車券取扱規程(平成18年交規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---|-------------|-------|---|-------------|-------|
| <p>(乗継料金)</p> <p>第15条の2 第7条第1項に定めるIC証票乗車券(福祉乗車証を除く)を使用して、<u>第4項に定める乗合自動車</u>に乗車した旅客が、当該乗合自動車を降車した時刻から<u>30分以内</u>に連続して本市が運行する乗合自動車に<u>乗車</u>するとき(以下「乗継乗車」という。)は、1乗車目及び2乗車目にかかる普通料金の合計から、次の各号に掲げる額のうち最も低廉な額を控除した乗継料金を適用する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 前項の普通料金及び控除上限額は、旅客の区分に応じ、次に掲げるとおりとする。</p> | | | <p>(乗継料金)</p> <p>第15条の2 第7条第1項に定めるIC証票乗車券(福祉乗車証を除く)を使用して、<u>本市が運行する乗合自動車</u>に乗車した旅客が、当該乗合自動車を降車した時刻から<u>60分以内</u>に連続して本市が運行する乗合自動車を<u>降車</u>するとき(以下「乗継乗車」という。)は、1乗車目及び2乗車目にかかる普通料金の合計から、次の各号に掲げる額のうち最も低廉な額を控除した乗継料金を適用する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 前項の普通料金及び控除上限額は、旅客の区分に応じ、次に掲げるとおりとする。</p> | | |
| 旅客の区分 | 普通料金 | 控除上限額 | 旅客の区分 | 普通料金 | 控除上限額 |
| 小児用IC証票乗車券を使用する者 | 前条第1項に定める料金 | 120円 | 小児用IC証票乗車券を使用する者 | 前条第1項に定める料金 | 110円 |
| 特別割引用ICカード(大人)を使用する者 | 前条第2項に定める料金 | 120円 | 特別割引用ICカード(大人)を使用する者 | 前条第2項に定める料金 | 110円 |
| 特別割引用ICカード(小児)を使用する者 | | 60円 | 特別割引用ICカード(小児)を使用する者 | | 60円 |

| | | |
|-------------------|--|------|
| 敬老優待乗車証を使用する者 | 身体障害者等の乗車証の取扱いに関する規程(昭和42年12月交規程第22号)第5条第3項第1号に定める料金 | 120円 |
| その他のIC証票乗車券を使用する者 | 前条第1項に定める料金 | 230円 |
| 特別初乗料金の適用を受ける者 | 次条に定める料金 | 120円 |

3 [略]

4 第1項に規定する乗合自動車は、次の各号に定めるものとする。

(1) 本市が運行するもの

(2) 神姫バス株式会社が本市との共同運行路線で運行するもの

(3) 神姫バス株式会社が山手線で運行するもの

(4) 神姫バス株式会社がポートループ線で運行するもの

(特定停留所間における特別初乗料金)

| | | |
|-------------------|--|------|
| 敬老優待乗車証を使用する者 | 身体障害者等の乗車証の取扱いに関する規程(昭和42年12月交規程第22号)第5条第3項第1号に定める料金 | 110円 |
| その他のIC証票乗車券を使用する者 | 前条第1項に定める料金 | 210円 |
| 特別初乗料金の適用を受ける者 | 次条に定める料金 | 110円 |

3 [略]

4 第1項に規定する本市が運行する乗合自動車には、神姫バス株式会社の運行する路線のうち山手線を含む。

(特定停留所間における特別初乗料金)

第15条の3 第7条第1項に定めるIC証票乗車券（料金区分が小児のもの、特別割引用ICカード、神戸市敬老優待乗車証及び神戸市福祉乗車証を除く）を使用して、別表第6に掲げる停留所相互間を乗車した場合は、120円の特別初乗料金を適用する。

2 [略]

第16条～第39条 [略]

附 則

[略]

別表第1、別表第1の2 [略]

別表第2（第17条関係） 乗合自動車の利用額割引

| 料金区分 | 適用区分 | 逓減率 |
|------|--------------------|--------|
| 大人 | 0円を超えて1,000円まで | 1.0000 |
| | 1,000円を超えて1,100円まで | 0.5500 |
| | 1,100円を超えて2,200円まで | 0.9500 |
| | 2,200円を超えて4,600円まで | 0.8800 |
| | 4,600円を超えて | 0.9200 |
| | | 0 |
| 小児 | 0円を超えて500円まで | 1.0000 |
| | 500円を超えて550円 | 0.5500 |

第15条の3 第7条第1項に定めるIC証票乗車券（料金区分が小児のもの、特別割引用ICカード、神戸市敬老優待乗車証及び神戸市福祉乗車証を除く）を使用して、別表第6に掲げる停留所相互間を乗車した場合は、110円の特別初乗料金を適用する。

2 [略]

第16条～第39条 [略]

附 則

[略]

別表第1、別表第1の2 [略]

別表第2（第17条関係） 乗合自動車の利用額割引

| 料金区分 | 適用区分 | 逓減率 |
|------|--------------------|--------|
| 大人 | 0円を超えて1,000円まで | 1.0000 |
| | 1,000円を超えて1,100円まで | 0.0000 |
| | 1,100円を超えて2,200円まで | 0.9000 |
| | 2,200円を超えて4,600円まで | 0.8300 |
| | 4,600円を超えて | 0.8700 |
| | | 0 |
| 小児 | 0円を超えて500円まで | 1.0000 |
| | 500円を超えて550円 | 0.0000 |

| | | | |
|-----------------|-------|-----------------|-------|
| まで | 0 | まで | 0 |
| 550円を超えて1,100 | 0.950 | 550円を超えて1,100 | 0.900 |
| 円まで | 0 | 円まで | 0 |
| 1,100円を超えて2,300 | 0.880 | 1,100円を超えて2,300 | 0.830 |
| 0円まで | 0 | 0円まで | 0 |
| 2,300円を超えて | 0.920 | 2,300円を超えて | 0.870 |
| | 0 | | 0 |

(神戸市交通局エコファミリー制度取扱規程の一部改正)

第3条 神戸市交通局エコファミリー制度取扱規程(平成17年交規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| (定義) | (定義) |
| 第3条 この規程において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 | 第3条 この規程において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 |
| (1)～(4) [略] | (1)～(4) [略] |
| | (5) <u>土休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日、な</u> |

| | |
|--|---|
| <p>(乗車料金の無料取扱等)</p> <p>第4条 交通局が運行する乗合自動車又は高速鉄道に乗車する場合、大人が同伴する小児及び幼児については、大人1人につき2人に限り無料とする。</p> <p>2 [略]</p> | <p><u>らびに12月25日から1月7日まで</u> <u>の間をいう。</u></p> <p>(6) <u>夏休み 7月21日から8月31日</u> <u>までの間をいう。</u></p> <p>(乗車料金の無料取扱等)</p> <p>第4条 <u>エコファミリー制度の実施期間中の土休日及び夏休みに</u>交通局が運行する乗合自動車又は高速鉄道に乗車する場合、大人が同伴する小児及び幼児については、大人1人につき2人に限り無料とする。</p> <p>2 [略]</p> |
|--|---|

(神戸市バス・山陽バス共通乗車ポイントサービス取扱規程の一部改正)

第4条 神戸市バス・山陽バス共通乗車ポイントサービス取扱規程（令和3年交規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(普通ポイント及び昼間ポイントの付与)</p> <p>第11条 普通ポイント及び昼間ポイントについて、管理者は、利用登録を承</p> | <p>(普通ポイント及び昼間ポイントの付与)</p> <p>第11条 普通ポイント及び昼間ポイントについて、管理者は、利用登録を承</p> |

認した翌日以降、毎月1日から月末までの期間で1か月毎に、会員がポイント対象バスの乗車料金相当額として登録ICカードのSFから減額した額の合計に、次の各号の表に定める付与率を乗じて算出し、翌月の15日に付与する。

(1) ICOCA、スマートICOCA、KIPS ICOCA、モバイルICOCA

| ポイントの種類 | 利用額 | 付与率 |
|---------|----------|---------|
| 普通ポイント | 2,300円未満 | 利用額の2% |
| | 2,300円以上 | 利用額の5% |
| 昼間ポイント | 2,300円未満 | 利用額の5% |
| | 2,300円以上 | 利用額の10% |

(2) 小児用ICOCA、特別割引用ICカード

| ポイントの種類 | 利用額 | 付与率 |
|---------|----------|---------|
| 普通ポイント | 1,200円未満 | 利用額の2% |
| | 1,200円以上 | 利用額の5% |
| 昼間ポイント | 1,200円未満 | 利用額の5% |
| | 1,200円以上 | 利用額の10% |

認した翌日以降、毎月1日から月末までの期間で1か月毎に、会員がポイント対象バスの乗車料金相当額として登録ICカードのSFから減額した額の合計に、次の各号の表に定める付与率を乗じて算出し、翌月の15日に付与する。

(1) ICOCA、スマートICOCA、KIPS ICOCA、モバイルICOCA

| ポイントの種類 | 利用額 | 付与率 |
|---------|----------|---------|
| 普通ポイント | 2,100円未満 | 利用額の5% |
| | 2,100円以上 | 利用額の10% |
| 昼間ポイント | 2,100円未満 | 利用額の10% |
| | 2,100円以上 | 利用額の20% |

(2) 小児用ICOCA、特別割引用ICカード

| ポイントの種類 | 利用額 | 付与率 |
|---------|----------|---------|
| 普通ポイント | 1,100円未満 | 利用額の5% |
| | 1,100円以上 | 利用額の10% |
| 昼間ポイント | 1,100円未満 | 利用額の10% |
| | 1,100円以上 | 利用額の20% |

| | |
|------|------|
| 上 0% | 上 0% |
|------|------|

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前にこの規程の第1条の規定による改正前の神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程（以下「旧乗合自動車規程」という。）第3条第1項第3号の規定に基づき発売された定期券であってこの規程の施行の際にまだ通用期間が満了していないものについては、この規程の第1条の規定による神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程の改正に伴う料金の変更の有無にかかわらず、なお従前の例により使用することができるものとする。
- 3 施行日前に旧乗合自動車規程第33条の規定に基づき発売された前払式料金カードであってこの規程の施行の際に支払うことができる料金に残額があるものについて、施行日以後に本市乗合自動車に関して支払のために使用した場合には、当該残額から新乗合自動車規程の規定に基づく料金の分が差し引かれるものとする。この場合において、当該残額が支払うべき料金の額に満たないときは、当該残額の全額が差し引かれるものとし、かつ、当該前払式料金カードの所持人は、支払うべき料金の残りの額を別の手段で支払わなければならないものとする。

神戸市交通局乗合自動車職員服務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年10月1日

神戸市交通事業管理者 城 南 雅 一

神戸市交通管理規程第9号

神戸市交通局乗合自動車職員服務規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

神戸市交通局乗合自動車職員服務規程（昭和46年交規程第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">（<u>運転士番号札</u>の装着）</p> <p>第13条 運転士は、乗務中所定の場所に<u>運転士番号札</u>を装着しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（運転士の携帯品）</p> <p>第35条 運転士は、乗務中において、次の物品を携帯しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>運転士番号札</u></p> <p>(9) 略</p> | <p style="text-align: center;">（<u>車内名札</u>の装着）</p> <p>第13条 運転士は、乗務中所定の場所に<u>車内名札</u>を装着しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（運転士の携帯品）</p> <p>第35条 運転士は、乗務中において、次の物品を携帯しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>車内名札</u></p> <p>(9) 略</p> |

附 則

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行する。

神戸市選告示第4号

神戸市区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年10月1日

神戸市選挙管理委員会

委員長 安達和彦

神戸市区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

神戸市区選挙管理委員会規程（昭和51年8月選告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">（職員）</p> <p>第19条 事務局に事務局長、局長、次長、部長及び課長、課に課長、係に係長その他の職員、出張所に所長その他の職員を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる職には、それぞれ当該右欄に掲げる職にある者</p> | <p style="text-align: center;">（職員）</p> <p>第19条 事務局に事務局長、局長、次長、部長及び課長、課に課長、係に係長その他の職員、<u>玉津支所に所長及び副所長その他の職員</u>、出張所に所長その他の職員を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる職には、それぞれ当該右欄に掲げる職にある者</p> |

をもって充てる。

| | |
|------|--|
| [略] | [略] |
| 部長 | 保健福祉部長、北神区役所部長、須磨区役所北須磨支所長及び西区役所玉津支所長 |
| [略] | [略] |
| 課長 | 総務部保険年金医療課長及び保健福祉部、北神区役所、須磨区役所北須磨支所又は西区役所玉津支所の課長のうち市長が指定した者（支所選挙課長として市長が指定した者を除く。） |
| [略] | [略] |
| 総務係長 | [略] |
| 出張所長 | 北区役所、北神区役所及び西区役所の出張所長 |
| 係長 | 総務部、保健福祉部、北神区役所、須磨区役所北須磨支所、垂水区役所明舞出張所又は西区役所玉津支所の係長（垂水区役所明舞出張所長及び西区役所玉津支所副所長を含む） |

をもって充てる。

| | |
|-------|--|
| [略] | [略] |
| 部長 | 保健福祉部長、北神区役所部長及び須磨区役所北須磨支所長 |
| [略] | [略] |
| 課長 | 総務部保険年金医療課長及び保健福祉部、北神区役所又は須磨区役所北須磨支所の課長のうち市長が指定した者（支所選挙課長として市長が指定した者を除く。） |
| 出張所長 | 北区役所、北神区役所及び西区役所の出張所長 |
| 玉津支所長 | 西区役所玉津支所長 |
| [略] | [略] |
| 総務係長 | [略] |
| 係長 | 総務部、保健福祉部、北神区役所、須磨区役所北須磨支所又は西区役所玉津支所の係長のうち市長が指定した者（選挙係長、支所選挙係長、総務係長又は玉津支所副所長とし |

| | |
|------------|--|
| | 。)のうち市長が指定した者 (選挙係長、支所選挙係長又は総務係長として市長が指定した者を除く。) |
| [略] | [略] |
| 北神区 役所員 | [略] |
| [略] | [略] |
| 職員 | 総務部、保健福祉部、 <u>須磨区役所北須磨支所、垂水区役所明舞出張所又は西区役所玉津支所</u> の職員のうち市長が指定した者(選挙係員、支所選挙係員又は総務係員として市長が指定した者を除く。) |

(職務)

第20条 [略]

2、3 [略]

4 選挙課長、支所選挙課長、広報課長、普及課長及び管理課長は、上司の命を受け、所掌する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

| | |
|--------------------------|--|
| | て市長が指定した者を除く。) |
| 玉津支 所副所 長 | 西区役所玉津支所副所長 |
| [略] | [略] |
| 北神区 役所員 | [略] |
| 玉津支 所員 | 西区役所玉津支所員のうち市長が指定した者 |
| [略] | [略] |
| 職員 | 総務部、保健福祉部又は <u>須磨区役所北須磨支所</u> の職員のうち市長が指定した者(選挙係員、支所選挙係員又は総務係員として市長が指定した者を除く。) |

(職務)

第20条 [略]

2、3 [略]

4 課長、玉津支所長及び出張所長は、上司の命を受け、所掌する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

| | |
|---|---|
| <p>5 <u>部長及び課長（前項に掲げる者を除く。）</u>は、上司の命を受け、所掌する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。</p> <p>6 <u>選挙係長、支所選挙係長、総務係長及び出張所長</u>は、上司の命を受け、所掌する事務を主任し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>7 <u>係長（前項に掲げる者を除く。）</u>は、上司の命を受け、所掌する事務を主任し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。</p> <p>（専決）</p> <p>第22条 事務局長、局長、次長、部長及び課長の専決事項は、区役所の例による。</p> | <p>5 部長及び課長は、上司の命を受け、所掌する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。</p> <p>6 <u>係長及び玉津支所副所長</u>は、上司の命を受け、所掌する事務を主任し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>7 係長は、上司の命を受け、所掌する事務を主任し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。</p> <p>（専決）</p> <p>第22条 事務局長、局長、次長、部長、<u>課長及び玉津支所長</u>の専決事項は、区役所の例による。</p> |
|---|---|

附 則

この規程は、令和6年10月7日から施行する。

令和6年9月10日付け神戸市公報第3876号について、誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

令和6年10月1日

1 申請の概要

(5) 排出水の汚染状況及び量

誤 ・魚の養殖試験実施で海水を循環利用するため、排水口2カ所を増設する
(S1 (No. 12)、S2 (No. 13))。

正 ・魚の育成試験実施で海水を循環利用するため、排水口2カ所を増設する
(S1 (No. 12)、S2 (No. 13))。